

●香川県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年9月27日から同年10月18日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 円座香西線（177号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市御厩町字落合178番1 地先から 高松市鬼無町字鬼無147番1 地先まで	6.4~14.8	111	平成26年香川県告示第327号 で変更した区域の一部及び平 成27年香川県告示第8号で変 更した区域

- 4 供用開始の期日 平成28年9月27日